

お知らせ

区画道路の車両の通行・駐車等についてお願い

当組合では、皆様のご協力により道路築造が進んでおります。
一部の築造済み道路につきましては、一般車両も通行可能になっておりますので車両の通行に際しては、十分な注意をお願いいたします。

また、路上駐車につきましても通行時の支障となりますのでご協力をお願いいたします。

土地・建物の売買をするときは、ご相談を

特別な制約はありませんが、今後、区画整理により減歩、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとするときは、さいたま市土地区画整理協会へご相談の上、行ってください。

仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をして頂き、翌日以降の発行となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

権利の届出をして下さい（定款第88条、第89条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた際は、組合に届けが必要となります。

また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から代表者1名を選任して組合に届け出てください。

※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1名を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

Saitama City 大和田

令和8年6月

まちづくりニュース

さいたま市大和田特定土地区画整理組合
理事長 細沼博孝

《ごあいさつ》

初夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年11月22日に役員改選に伴う第7回総会を開催し、皆様のご協力の下理事20名、監事3名が選出されました。その後、理事長・副理事長の互選により引き続き、理事長を仰せつかりました。

また、総代の皆様も任期満了に伴い、本年2月に総代の改選を行い、60名が就任いたしました。

事業推進のため役員一同尽力していく所存でございますので、引き続き組合員の皆様にもご理解、ご協力をお願い申し上げましてごあいさつに代えさせていただきます。

なお、今回のまちづくりニュースは、2月20日の総代会で議決されました令和8年度事業計画及び収支予算につきましてご報告申し上げます。

令和8年度の事業計画について

工 事

①道路築造工事

○仮換地指定を行った区域について道路築造工事を行うものです。

補 償

①建物等移転補償

○事業により移転が発生する建物等について補償を行うものです。

調査設計

①道路詳細設計業務

○区画道路等を築造するための設計図書を作成するものです。

②建物等調査積算業務委託

○事業により移転が発生する建物等について調査を行うものです。

③杭打測量・換地修正外業務委託

○事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行うものです。

④その他事業に必要な調査設計等

令和8年度の収支予算について

【収入】

費 目	予算額（千円）	備 考
国庫補助金	272,720	
さいたま市補助金	175,926	
保留地処分金	1	
諸収入	1	
繰越金	426,352	
計	875,000	

【支出】

費 目	予算額（千円）	備 考
工事費	94,401	道路築造工事等
補償費	260,691	建物等移転補償、仮住居補償等
法2条2項事業費	35,001	水道工事負担金
調査設計費	74,147	建物等調査積算業務委託等
公債費	117	借入金利子
事務費	25,159	
予備費	10,000	
次期繰越収支差額	375,484	
計	875,000	

組 合 か ら の お 願 い

◆建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要です。

- ・土地の形質の変更
- ・建築物その他の工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除去命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

◆門・塀などをつくる時のご注意

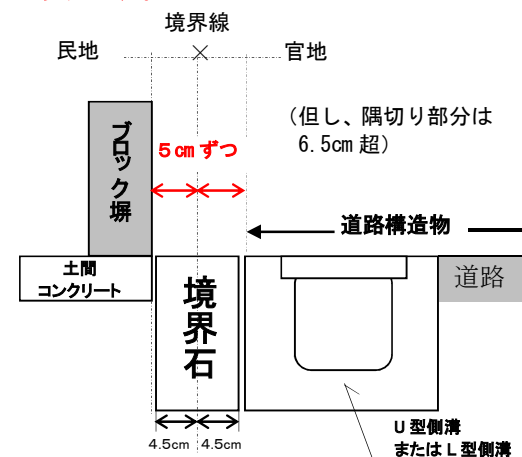
道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が、境界線より、**5センチメートル**民地側となるように設置してください。

このことは、さいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

◆民地建柱について

各家庭に電力等を供給するため必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



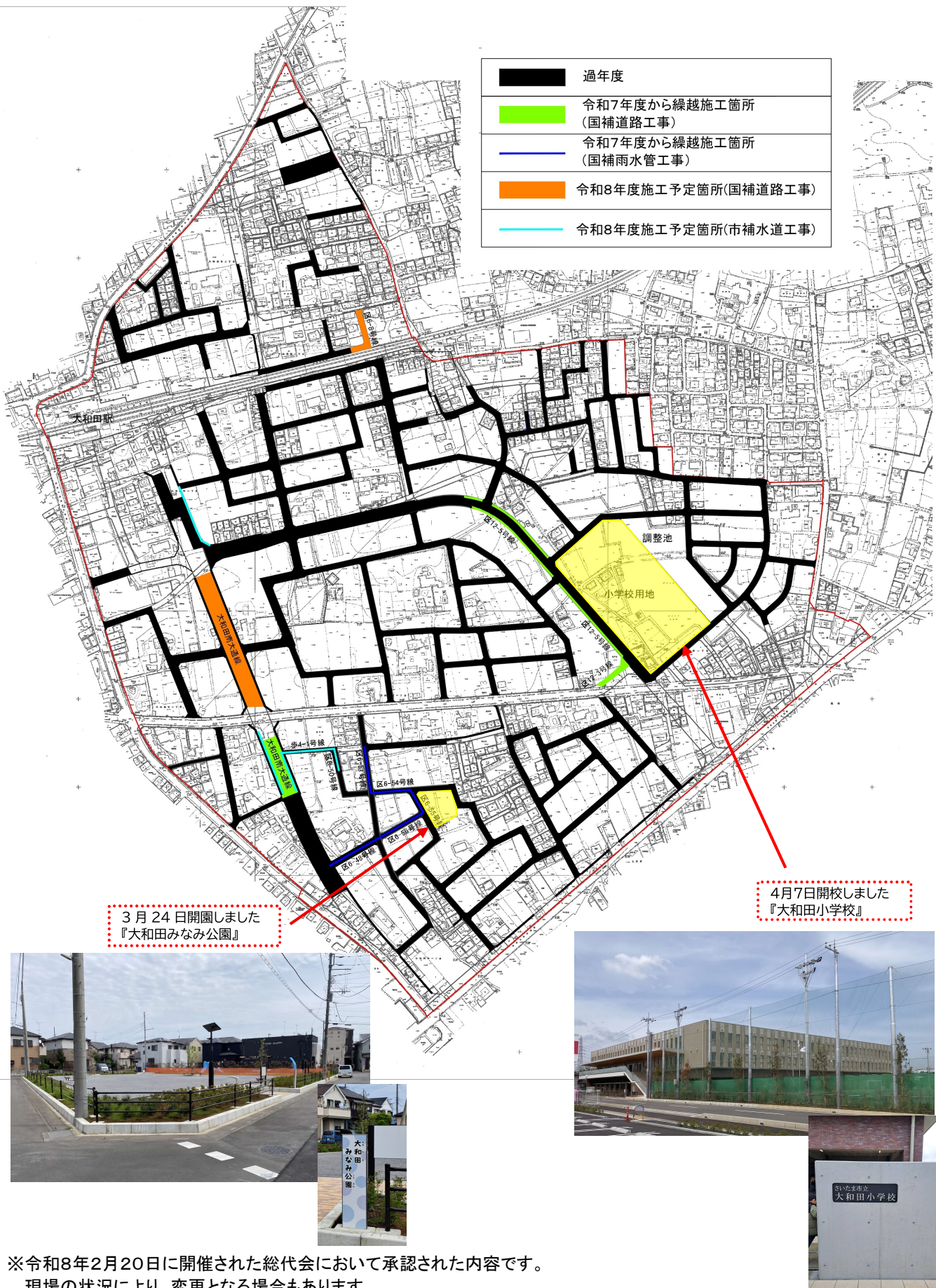
ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先（組合事務局）
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
〒338-0002 さいたま市中央区下落合 2-18-6
当協会のホームページはこちらから
<http://saitama-kukaku.jp/>

管理課 048-799-2352（事業管理・換地に関すること）
補償課 048-799-2523（建物補償に関すること）
工事課 048-799-2528（工事に関すること）



令和8年度工事予定箇所案内図



新しい役員・総代の紹介

●令和7年11月22日に開催した第7回総会において選任された役員の皆様をご紹介します。

敬称略					
役職	担当	氏 名	役職	担当	氏 名
理 事 長		細沼 博孝	理 事	補償	細沼 美子
副理事長	◎総務	柳沢 幸一	理 事	工務	細沼 宗弘
副理事長	◎補償	浅子 隆美	理 事	補償	村川 浩子
副理事長	◎工務	柳沢 幸治	理 事	総務	柳澤 和豊
理 事	補償	浅子 昭雄	理 事	◎換地	柳沢 廣市
理 事	総務	浅子 忠治	理 事	換地	柳澤 由紀一
理 事	工務	浅子 治久	理 事	総務	柳沢 由理子
理 事	換地	浅子 浩一	理 事	換地	柳澤 好江
理 事	補償	泉田 ひで子	監 事		岩崎 正雄
理 事	工務	河本 三男	監 事	代表	河本 兼美
理 事	工務	河本 保彦	監 事		鈴木 栄一
理 事	総務	細沼 秀人			

◎は担当係代表者

●改選により当選された新しい総代の皆様をご紹介します。

敬称略			
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
浅子季己子	河野 稔	高澤 幸男	宮庄 秀一
浅子 浩一	河本 周治	高橋 俊明	門真 宏治
浅子 貞子	河本 得行	辻村 壮平	八田 洋子
浅子 昭治	小原 登志江	萩原 博義	柳沢 修司
浅子 智昭	佐藤 隆行	樋口 善一	柳沢 節子
浅子 徳廣	佐藤 力	藤澤 仁一	柳澤 時弘
浅子 利明	柴崎 ふみ	藤巻 義久	柳沢 尚志
浅子 裕之	島田 紘一郎	星野 滋幸	柳沢 延宏
浅子ヤイ子	島村 早苗	細沼 晃	柳澤 久榮
浅子 洋子	島村 隆	細沼 郁夫	矢花 智行
飯田 康司	島村 哲治	細沼 健次	矢部 みどり
市川 照子	島村 秀雄	細沼 勇太郎	吉田 寛
岩瀬 敏江	島村 義明	細沼 喜治	吉田 静枝
尾籠 正己	秦 範男	増田 理絵	柳沢 隆夫
片桐 勝幸	互 信次	宮澤 美智江	渡邊 幸彦